

大和市告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次のとおり市道の路線の供用を令和3年9月22日から廃止する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、令和3年9月22日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和3年9月22日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
公所69号	下鶴間字乙三号 6014番12	下鶴間字乙三号 2239番先	3.14~ 4.02 ^m	139.60 ^m
公所194号	下鶴間字乙三号 6014番8	下鶴間字乙三号 6014番8	4.80	19.67
公所198号	下鶴間字乙三号 6014番14	下鶴間字乙三号 6014番14	3.00	14.51
文ヶ岡137号	上草柳字東ヶ里 981番2先	上草柳字東ヶ里 973番3	2.66~ 13.84	341.95
下福田352号	福田字甲五ノ区 7027番3	福田字甲五ノ区 7027番3	4.91~ 5.22	22.94
下福田355号	福田字甲五ノ区 7014番5	福田字甲五ノ区 7014番5	4.00~ 5.03	34.45